

スポーツクラブ21学園グリーンスポーツクラブ規約

(名称・所在地)

第1条 本クラブは、「スポーツクラブ21学園グリーンスポーツクラブ」(以下、「クラブ」という。)と称し、事務局を神戸市立東町小学校内に置く。

(目的)

第2条 本クラブは、東町小学校区及びその周辺に在住する子供から高齢者までのすべての住民が日常生活の中で自発的にスポーツを楽しみ、各自の健康・体力を保持増進するとともに、相互の親睦を図り、地域社会の連帯と明るく豊かな生活の実現に資することを目的とする。また、クラブの全活動を通じて、子どもたちにルールを守ることの大切さや社会ルールやマナーを体得させることとする。

(事業)

第3条 本クラブは、前条の目的を達成するために次に掲げる事業を行う。

- (1) 神戸市立東町小学校を拠点とした定期的スポーツ活動の実施
- (2) スポーツ教室・スポーツ行事の実施
- (3) 地域住民への普及・啓発のための広報活動の実施
- (4) 会員相互の親睦を図るための交流行事の開催
- (5) 地域住民のスポーツ活動や地域づくりに資するボランティア活動の実施
- (6) その他、本クラブの目的達成のために必要な事業の実施

(会員)

第4条 第2条の目的に賛同し、所定の入会申込みを行ったものが、会員となることができる。

(会費)

第5条 会員は、本クラブが別に定める会費を原則として納入するものとする

会費＝大人は1名年会費1000円

子供は1名年会費 800円

各クラブは1チーム5,000円のPC費を納める。

野球部・バスケット・サッカーは1チーム12,000円のPC費を納める。

(除名)

第6条 本クラブの会員が、本クラブの目的を妨害する行為や本クラブの名誉を著しく毀損した場合は、運営理事会の議決を経て除名することができる。

(運営理事会)

第7条 第3条の事業推進のため本クラブに運営理事会を置く。

2 運営理事会は、事業の企画・立案・運営・経理を行い、クラブの最高議決機関とする。

3 運営理事会には、次の役職を置き、その任にあたる。

- | | |
|-------------|---------------------|
| ①顧問 | 1名 (東町小学校長をもって充てる。) |
| ②会長 | 1名 |
| ③副会長 | 1名 |
| ④事務局長 | 1名 |
| ⑤庶務 (会計を含む) | 1名 |
| ⑥理事 | 若干名 |
| ⑦監事 | 1名 |

4 本クラブの役員は、グリーンスポーツの会員及び校区外のクラブ会員で15年継続の方

及び教職員。

- 5 役員の任期は、1年とし、再任を妨げない。
- 6 役員の職務は、次のとおりとする。
 - ①顧問は、本クラブの円滑な運営を図るため、指導又は助言を行う。
 - ②会長は、本クラブを代表し、会務を総理する。
 - ④事務局長は、本クラブの事務を総括する。
 - ⑤庶務は、事務局長を補佐し、クラブの諸事務（会計を含む）を行う。③副会長は、会長を補佐するとともに、会長に事故あるときはその職務を代行する
 - ⑥理事は、本クラブの会務を分担する。
 - ⑦監事は、本クラブの会計を監査する。
- 7 運営委員会は、会長が招集し、次の事項を議決、又は承認する。
 - (1) 役員の選任
 - (2) 会則その他運営上必要な諸規則の制定・改廃
 - (3) 次年度の事業計画案ならびに予算案の作成
 - (4) 前年度の事業報告ならびに決算報告書の作成
 - (5) 当該年度の事業ならびに予算執行
 - (6) その他本クラブの重要事項
 - (7) 各クラブの代表は東町地区の住民であること
- 8 運営理事会の議決は、出欠者の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長が決することとする。
- 9 本クラブの運営委員会は、理事の過半数の出席があれば開会できる。

(専門部会・専門委員会)

第8条 本クラブの運営を円滑にするため、必要に応じて専門部会・専門委員会を置くことができる。

2 専門部会・専門委員会は、会長が指名した役員をもって構成する。

(会計年度)

第9条 本クラブの会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

(経費)

第10条 本会の経費は、会費、事業等による収入、補助金、寄付金、その他を持ってあてる。

(会則の変更)

第11条 本会則の変更は、運営理事会において3分の2以上の同意を必要とする。

(附則)

第12条 本会則は、平成26年 4月 1日から施工します。

第13条 役員が集合出来ない事態が起きた時は、会長・顧問・会計で相談して決定する事も出来る

上記規約は令和3年4月1日より施行します。

東町公園使用に関する規則 (GGSC 会員)

公園占用使用に關すしては、以下のように定めます。

【利用種目】 少年野球・グランドゴルフ・その他

【利用対象者】 学園グリーンスポーツ会員

【注意事項】

- 1・利用施設利用後は、利用前の状態に戻して下さい。
- 2・施設利用後、利用者が出したゴミ及び掃除したゴミは持ち帰る。
- 3・備品庫のカギを借りた時は、利用後利用団体責任者が会長に連絡をし、貸出用具の返却確認ご、帰宅して下さい。
- 4・施設や部品の破損を見つれたり、壊した時は又事故発生があった時は、速やかに会長まで連絡をしてください。
- 5・新加入 GGSC チームは、一定期間準会員とします。
- 6・使用に関しては、GGSC の会員
年会費大人 1000 円・子供 800 円・ホームページ費 5000 円を納入
- 7・公園維持管理の為に定期的に掃除をしているチーム
野球部・サッカー・バスケット
- 7・公園管理に関しては、1 回でも使用したクラブチームは公園維持管理の為に定期的に掃除・草刈り等のお手伝いをして下さい。